

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B町所在のC会社に〇部門コントローラーとして就労していたが、平成〇年〇月〇日、自転車で出勤する途中、自動車と接触して転倒し負傷した。同日、D病院に受診し、「左橈骨頭骨折」と診断され通院加療した。その後、同年〇月〇日から、E接骨院において、柔道整復師による施術を受け、療養を継続した。

請求人は、E接骨院における療養について、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、E接骨院における療養は政府が認める療養の範囲とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、療養給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、病院から肘が曲がらない状態で治療放棄され、後遺障害の恐れがあったところ、E接骨院に通院し、リハビリの治療効果は明らかであるにもかかわらず、その治療費について労災保険の支給の対象として認められないのは不当であると主張している。

(2) 労災保険法における柔道整復師の施術に係る療養の範囲については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「療養補償費及び障害補償費の取扱いについて」（昭和25年10月6日付け基発第916号）及び「柔道整復師の施術について」（昭和31年11月6日付け基発第754号）（以下、併せて「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件についてみると、認定基準では、「医師の同意を得ないで行う柔道整復師の骨折又は脱臼に対する施術については、療養補償費を支給しない。」としているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「接骨院への施術同意は行っていない。同意を求められていない。仮に同意を求められていても、同意することはない。」と述べ、G整復師は、同年〇月〇日付けの電話聴取書において、「請求人が当初治療を受けていた病院とはやりとりもなく、骨折の治療についての同意は明確に受けていません。」と述べている。また、請求人も、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「病院の医師が私のE接骨院での治療に同意しなかったのはおかしいと思います。」と述べている。

したがって、当審査会としても、請求人に対するG整復師の施術は、認定基準に基づく医師の同意を得て行われたものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、本件におけるG整復師の施術は、労災保険法第13

条第2項に規定する療養の範囲とは認められず、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。